第三十四条　寄託者

国際連合事務総長は、この条約の寄託者とする。

第三十五条　正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託者に寄託する。

以上の証拠として、下名は正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十三年十月十日に日本国の熊本で作成した。

附属書Ａ　水銀添加製品

次の製品は、この附属書から除外する。

(a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品

(b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品

(c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ）並びに計測器

(d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品

(e) 保存剤としてのチメロサールを含むワクチン

第一部　第四条１の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限（段階的廃止期限）
電池（水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池を除く。）	二千二十年
スイッチ及び継電器（極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であってブリッジスイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのものを除く。）	二千二十年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬｓ）	二千二十年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（ＨＰＭＶ）	二千二十年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ） (a) 以下のもの (i) 電球当たりの水銀含有量が三・五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (ii) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (b) 超のもの (i) 電球当たりの水銀含有量が十三ミリグラムを超え、及び長さが千五百ミリメートル	二千二十年
化粧品（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注））	二千二十年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	二千二十年
次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a) 気圧計 (b) 湿度計 (c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計	二千二十年

注　微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。

第二部　第四条３の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	規定
歯科用アマルガム	歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次の措置から二以上の措置を含める。 (i) う蝕の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それによって歯科治療の必要性を最小限にすること。 (ii) 歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。 (iii) 歯科治療のための水銀を含まない代替製品（費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なもの）の使用を促進すること。 (iv) 歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。 (v) 代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理のための最良の慣行の促進について歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行うよう奨励すること。 (vi) 水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及び保険制度を抑制すること。 (vii) 歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度を奨励すること。 (viii) 歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムカプセルに限定すること。 (ix) 水銀及び水銀化合物の水及び土壌への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最良の慣行の利用を促進すること。

附属書Ｂ　水銀又は水銀化合物を使用する製造工程

第一部　第五条２の規定の適用を受ける工程

水銀又は水銀化合物を使用する製造工程	段階的廃止期限
クロルアルカリ製造	二千二十五年
水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造	二千二十八年

第二部　第五条３の規定の適用を受ける工程

水銀を使用する工程	規定
塩化ビニルモノマー製造	締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。 (i) 単位生産当たりの水銀の使用量を二千二十年までに二千十年に比して五十パーセント削減すること。 (ii) 一次採掘から得られる水銀への依存を削減する措置を促進すること。 (iii) 水銀の環境への排出及び放出を削減する措置をとること。 (iv) 水銀を含まない触媒及び工程に関する研究及び開発を支援すること。 (v) 既存の工程に基づく水銀を含まない触媒が技術的及び経済的に実現可能となったと締約国会議が定めた日から五年を経過した後は、水銀の使用を許可しないこと。 (vi) 第二十一条の規定に従い、代替となる工程を開発し、又は特定し、及び水銀の使用を段階的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。